

☎は問い合わせ先です

## 国民年金からのお知らせ

■誕生月に現況届の提出を！  
年金を受けている方が、年1回、誕生月に必ず提出しなければならぬのが、「現況届」です。

この提出は、年金を引き続き受け取る権利があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の届期は、毎年誕生月の初旬に送付されます。住所・氏名などを記入の上、必ず誕生月の末日までに社会保険業務センターへ到着するように提出ください。

現況届を提出されないと、提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まります。誕生月の中旬になっても「現況届」の届期が届かないときや、無くしたときは、社会保険事務所へご相談ください。

※①20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金、②旧福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、③旧福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金を受けている方

の現況届は、市民課国民年金相談係に7月末日までの提出です。

■国民年金保険料の納付を確認させていただきます

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢年金額が減額されたり、受けられなくなることがあります。また、もしもの際の障害年金や遺族年金を受けられなくなることもあります。

そのため、宮城社会保険事務局・社会保険事務所では次のようなご案内を行っています。

【電話による納付のご案内】

社会保険事務所職員や国が委託した業者が、平日だけでなく、土曜日・日曜日や夜間にも電話による納付のご案内を行っています。これは、納期限までに納付の確認ができなかった方に対しての「納め忘れの期間のお知らせ」です。なお、その際に個人情報（ご家族の勤務先や口座番号など）をお

尋ねすることはありません。

【戸別訪問】

社会保険事務所職員や国民年金推進員が直接皆様のご自宅に伺って、制度のご案内やご相談、保険料の徴収などを行っています。なお、職員は、訪問の際に必ず身分証明書を携帯しています。

【ご注意を！】

最近、社会保険事務所の職員を装い、ご家族の勤務先の名称、所在地、電話番号などを聞き出す個人情報収集の事例がありました。

「電話による納付のご案内」では、個人の情報を聞き出すということはありません。社会保険事務所を名乗る不審者が現れた場合は、即答せず、お近くの社会保険事務所へご確認ください。

＜社会保険事務局大河原事務所＞

☎0224-5113111  
☎市民課国民年金相談係  
☎22-1312

## 障害者スポーツ助成事業を大いに利用ください

市では、心身に障害のある方に心身のリフレッシュや社会活動を促すよう、スポーツ施設利用料金の一部を助成しています。お気軽にご利用ください。

◆利用できる方

- 次の手帳・証書などを持つている方本人と介助者の方1名
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特別児童扶養手当受給者証
- 特定疾患医療受給者証
- 対象施設
- 益岡公園、白石川緑地、岩崎公園の庭球場などの体育施設

- ・勤労者体育センター
- ・スパシミュランドしろいし
- ・ホワイトキューブ
- ・みやぎ蔵王白石スキー場

◆助成額 対象施設ごとに週2回を限度として、使用料の半額を助成します。ただし、1日以内を単位とするものに限り、個人会員券、市民会員券、シーズン券は対象外です。

◆利用方法 施設の窓口で手帳または証書などを提示し、介助人も含めた障害者スポーツ利用助成券の交付を受け、使用料から助成額を差し引いた額を納付ください。

☎福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

## 聞こえますか？子どもからのSOS

あなたの一報が子どもの命を救うのです。ぜひご協力を！

子どもへの虐待が増え、親の虐待によって尊い命が奪われる痛ましい事件も起きています。

次のようなことに気づいたら虐待が疑われます。当市の福祉事務所か中央地域子どもセンター（児童相談所）に早めにご連絡・相談ください。専門の職員が調査、指導を行います。

「虐待でなかつたらどうしよう」と不安を感じる必要はありません。

※連絡をいただいた方の秘密は守ります。

- ・叩く音や叫び声が聞こえる。
- ・不自然な傷が多い。
- ・衣服や体がいつも極端に汚れている。
- ・小さな子どもを置いて頻繁に外出している。

☎福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400  
☎中央地域子どもセンター  
☎022-224-1532

## 「ひこうせん」からのお知らせ

ひこうせんは、発達に心配のあるお子さんとお母さんやご家族のための通園施設です。

ことが遅い、友だちとうまく遊べないなど、子どもの発達に気になることがあります。園開放日や電話で相談をお受けします（相談の秘密は守ります）。

●園開放日時

毎月第2・第4木曜日（2月まで）  
9時30分～11時

\*変更する場合がありますので事前

Q 8月から社会保険に加入し、国保を抜ける届け出も済みですが、

8月納期限の第4期分も納めなければならぬのでしょうか？

A 8月に社会保険に加入した場合、国保税は7月までの分を月割計算して納めていただくようになりますが、納期数が8回のため、8月に納めていただいた分が8月分の国保税とはなりません。

届け出をしていただいた翌月以降の納期月に精算することになります（納税額が多い場合は、お返しすることになります。また、不足が生じた場合は、不足分を納めていただくことになります）。

☎税務課国民健康保険係  
☎22-1313

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在、国保加入者の皆さんが使用されている被保険者証の有効期限は、9月末日までです。

新しい被保険者証を9月末日までに郵送しますので、期限の過ぎた被保険者証は、10月になりましたら保険課（健康センター内）、または最寄りの事務連絡所・公民館へお越しの際にお返しください。

なお、4歳未満のお子さんがいる世帯で、次の表に該当する方には、乳幼児医療費助成受給者証も同封します。該当する方で送付されない方はお問い合わせください。なお、「カバー」は、処分による環境への負荷を考慮し、汚れた

### 乳幼児医療費助成所得制限基準額表

扶養親族等の数	所得額
0人	3,401千円
1	3,781
2	4,161
3	4,541

1. 扶養親族1人につき38万円を加算
2. 老人扶養親族1人につき48万円を加算
3. 特定扶養親族1人につき53万円を加算

## 乳幼児（社会保険分）・心身障害者医療費助成制度の登録（更新）手続きについて

乳幼児（社会保険分）、心身障害者の次の方々に、病院に係る費用の一部を助成する制度があります。

◆乳幼児（社会保険分）医療費助成

- 外来 0歳から4歳未満まで（4歳に到達する月末まで。1日生まれは前月未まで）
- 入院 0歳から小学校就学まで
- ◆心身障害者医療費助成
- ・身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方
- ・療育手帳「A」をお持ちの方
- ・特別児童扶養手当の障害程度が

「1級」に該当する方  
・職親に委託されている療育手帳が「B」に該当する方

【いずれの制度も所得制限あり】

■現在登録されている方には、9月下旬に新しい受給者証を郵送しますが、次の方は更新手続きが必要です（対象者には通知します）。

- ・平成15年1月1日現在、他の市町村に居住していた方
- ・健康保険証が変わった方。

☎福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

## 高橋新太郎白石市助役が逝去されました

7月26日、白石市助役の高橋新太郎氏が、肝臓がんのため刈田綜合病院で逝去されました。71歳でした。

高橋氏は昭和23年に旧白石町職員となり、その後、衛生課長、秘書企画課長、都市計画課長、建設課長、総務課長を歴任され、平成元年1月に白石市助役に就任されました。以来、連続4期、14年6カ月にわたって助役を務められ、市勢発展に尽力されました。



謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 「暮らしのガイド」訂正について

4月号の広報と一緒に配布しました「しろいし 暮らしのガイド」に、一部電話番号の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

■「暮らしのガイド」20ページ「ポプラ作業所」の電話番号  
（誤） ☎25-2531  
（正） ☎22-2531